

令和六年十二月改正

東京都学生弓道連盟規約

第一編 機構

| | |
|--------------|--|
| 第一章 総則 | |
| 第二章 組織 | |
| 第三章 事業 | |
| 第四章 役員 | |
| 第五章 会議 | |
| 第六章 加盟・脱退・懲戒 | |
| 第七章 会計 | |

目次

五 四 三 二 一 一 一

第二編 競技規則

| | |
|--------------------|--|
| 第八章 審判規定 | |
| 第九章 競技規定 | |
| 第一節 総則 | |
| 第一款 競技 | |
| 第二款 行射 | |
| 第二節 リーグ戦規定 | |
| 第三節 女子部リーグ戦規定 | |
| 第四節 新人戦規定 | |
| 第五節 女子部新人戦規定 | |
| 第六節 百射会規定 | |
| 第七節 女子部記録会規定 | |
| 第八節 全関東学生弓道選手権大会規定 | |

二 二 二 一 九 一 八 八 七 七 六

東京都学生弓道連盟規約

第一編 機構

第一章 総則

《名称》

第一条 本連盟は東京都学生弓道連盟と称する。

《連盟の目的》

第二条 本連盟は弓道を通じて各大学の親睦を図り、弓道の研究とその発展を期することを目的とする。

《経過規定・遡及効》

第三条 ①本連盟規約施行と同時に昭和五十年施行の東京都学生弓道連盟規約は廃止する。
②改正後の規約の規定は、改正前に生じた事項にも適用する。但し、改正前の規定により生じた効力を妨げない。

第二章 事業

《本事業》

第六条 本連盟の本部は東京都内に置き、東京都千代田区飯田橋二丁目一二一〇日高ビル二階とする。

- 第五条 ①本連盟は都内の加盟校の弓道部により構成する。
②本連盟女子部は都内の加盟校弓道部女子部により構成する。

《本部》

第二章 組織

《連盟の地位・組織》

第四条 本連盟は他の全国八地区の学生弓道連盟と共に全日本学生弓道連盟を組織する。

第七条 本連盟は第二条の目的遂行のため次の事業を行う。

- 一、リーグ戦・女子部リーグ戦
- 二、新人戦・女子部新人戦
- 三、百射会
- 四、女子部記録会
- 五、全関東学生弓道選手権大会
- 六、機関誌『学生弓友』の発行
- 七、その他本連盟の目的に適する事業

第四章 役員

《役員》

第八条 本連盟に次の役員を置く。

| | |
|------------|-----|
| 一、会長 | 一名 |
| 二、副会長 | 若干名 |
| 三、顧問 | 若干名 |
| 四、委員長 | 一名 |
| 五、副委員長 | 若干名 |
| 六、副委員長（会計） | 一名 |
| 七、副委員長（総務） | 一名 |
| 八、女子部委員長 | 一名 |
| 九、女子部副委員長 | 一名 |
| 十、専任委員（会計） | 一名 |
| 十一、専任委員 | 若干名 |
| 十二、女子部運営委員 | 若干名 |

《選出》

第九条

- ①会長・副会長は総会の承認を経てこれを推薦する。
但し、会長・副会長は加盟大学のOBとする。
- ②顧問は加盟大学のOB団体より推薦し、総会の承認を経て会長がこれを委託する。
- ③委員長・副委員長・女子部委員長・女子部副委員長・専任委員・女子部運営委員は総会の承認を経て置かれる。

《任期》

第十三条

- ①会長・副会長・顧問の任期は九月一日より翌々年の八月三十一日の二年間とする。但し、再選を妨げない。
- ②委員長・副委員長・女子部委員長・女子部副委員長・専任委員・女子部運営委員の任期は九月一日より翌年の八月三十一日の一年間とする。

任命される。

- ④役員に事故等があつた場合、後任は総会の承認をもつて推薦・任命する。

《会長・副会長・顧問》

- ①会長は本連盟を代表する。副会長は会長に事故があるとき会長の職務を代理する。

- ②顧問は連盟の運営の円滑化のため助力にあたる。

《委員長・副委員長・女子部副委員長》

- ①委員長は本連盟の業務を総理する。副委員長は委員長に事故があるとき委員長の職務を代理する。

- ②女子部委員長は本連盟の業務を総理する。女子部副委員長は女子部委員長に事故があるとき女子部委員長の職務を代理する。

《専任委員・女子部運営委員》

第十一条 専任委員・女子部運営委員は本連盟の業務を補佐する。

(3) 捕欠によって役員になつた者の任期は、前任者の
残余期間とする。

《更迭条項》

第十四条

① 更迭は、連盟役員又は加盟校の過半数の要求があつた場合に発議され、委員長は臨時総会を招集しなければならない。

② 臨時総会において更迭を決議する場合、連盟役員の過半数並びに総会の三分の二以上の議決をもつて当該役員を更迭することができる。

第五章 会議

《会議の種類》

第十五条

本連盟の会議は、総会・研修会・委員会とする。

《総会の地位》

第十六条

① 総会は本連盟における最高議決機関である。

② 主将または主務等の加盟校代表者の会議を以て総会とすることが出来る。

《議決権の行使》

第二十一条

総会の議決権は各大学一票とし、各大学の代表者一
名がこれ行使することが出来る。

《定時総会》

第十七条

① 定時総会は年一回、九月のリーグ戦開始一週間前
を目安に開くものとする。

② 定時総会の招集は会長が行い、委員長が議長とな
る。

《臨時総会》

第十八条

① 臨時総会は、委員長が必要と認めたとき開くこと
が出来る。但し臨時総会の招集は委員長が行う。

② 加盟校の過半数の請求があった場合、委員長は臨
時総会を招集しなければならない。

《定足数》

総会は加盟校の三分の二以上の出席、または委任状
の提出がなければこれを開くことが出来ない。

《決議の内容》

第二十条

総会では次の事項を決議する。

一、規約の変更

二、毎事業年度の事業計画

三、収支予算、事業報告並びに收支決算

四、連盟費並びにその他分担金の徴収方法

五、その他重要事項

《議決の方法》

総会の議決は加盟校の過半数でこれを決議し、可否
同数の場合は議長に一任する。但し、本規約の改正
は第二十三条、議決を要する懲戒処分については第
二十八条に従う。

《規約の改定》

第二十三条 本規約の改正は、総会において出席校の三分の二以上
の議決を必要とする。

《学生合同研修会》

第二十四条 学生合同研修会は、加盟校間の親睦を図るため、年
一回十二月に行う。なお、この研修会は総会として
の性質も併せ持つ。

《委員会》

第二十五条 委員会は、本連盟主催の公式試合、またはその他の
事業における連絡事項伝達のために行う。

第六章 加盟・脱退・懲戒

《本連盟への加盟》

第二十六条 本連盟への加盟を希望する大学は、東京都学生弓道
連盟宛に書面をもつて申込み、総会において加盟校
の過半数の議決をもつて承認されることをする。
なお本連盟女子部へ加盟する場合も同様とし、加盟
校の過半数の議決を必要とする。

《本連盟からの脱退》

第二十七条 本連盟からの脱退を希望する大学について、本連盟
は脱退の理由が正当と認められた場合、これを許可
することが出来る。

《懲戒处分》

① 加盟校が本連盟の目的にそぐわない不都合な行為
をした場合、本連盟はこれを懲戒することが出来
る。

② 懲戒は次の方法で行う。

一、始末書提出

二、正当な理由抜きに

イ、締め切り日に遅れた場合、始末書提出と
する。それでも改善が見られなければ三
千円罰金を徴収する。

ロ、試合等の運営に重大な支障をきたした場
合は、始末書に加え、及ぼした支障の程
度等に基づき五千円～二万円罰金を徴収
する。

三、本連盟主催大会・試合への一定期間出場停止
四、本連盟主催大会・試合への一ヶ月出場停止
五、本連盟主催大会・試合への無期限出場停止
③ 始末書の提出は本連盟の権限においてこれを要請
することが出来る。

④ 出場停止処分をする場合、総会において加盟校の
三分の二以上の議決を必要とする。

⑤ 無期限出場停止の大学が復帰する場合、総会にお
いて加盟校の三分の二以上の議決を必要とする。

第七章 会計

《細則への委任》

第三十四条 その他会計に関する事項は細則によつて定める。

《会計年度》

第二十九条 本連盟の会計年度は毎年九月一日より始まり、翌年八月三十日に終了する。

《会計担当者》

第三十条 本連盟の会計事務は会計がこれを行う。

《会計報告》

第三十一条 会計は会計簿を作成して、常に会計状態を明らかにし、定期総会において会計報告を行わなければならない。

《財源》

第三十二条 本連盟の経費は、次の収入を以て財源とする。

- 一、加盟校の連盟費・部員登録費
- 二、加盟校の大会参加費
- 三、援助金・負担金
- 四、寄付金・その他

《納入期日・罰則金》

第三十三条 ①前条に関する連盟費等は、本連盟が指定する日時までに納入することを要する。

- ②正当な理由なくして納入期日を過ぎた場合、罰則金を科す。罰則金は五千円とする。

第二編 競技規則

第八章 審判規定

『競技審判規定について』

第三十五条 本連盟主催の公式試合における競技審判規定は、本連盟指定の規定に依る。また特に指定の無い場合本連盟の公式試合においては矢声を禁止しないものとする。

『審判判定』

第三十六条 ①審判判定は本連盟規約及び全日本学生弓道連盟規約に基づいて行う。

②本連盟規約に明記されていない競技規定は、全日

本学生弓道連盟規約を適用する。

③審判判定は絶対とする。

『的中規定』

第三十七条 ①次の各号に該当する矢は的中とする。

一、矢が的輪の中で、的枠内に入った場合。但し、矢が折れた場合、または筈が飛んだ場合も的中とする。

二、矢が的を射抜いて棟に入り、的面に見えない場合。

三、矢が的枠の合わせ目に中つた場合。

四、矢が的に中り、的が棟から転落したが、矢は的付いたままである場合。

五、矢が別の矢の筈を射て中つた場合。但し、その筈が的枠の内側にあるか外側にあるのかは問わない。

六、的枠を内側から外側に射抜いた場合。

②次の各号に該当する矢は外れとする。

一、候串に中つた場合。

二、矢が掃き中りした場合。

三、矢が的または的枠に中つて飛び返った場合。

四、矢は的に中つたが、矢が棟から転落し、矢が的から離れた場合。

五、矢が別の矢を射て外れた場合。

六、的枠を外側から内側に射抜いた場合。

七、本条第一項に該当しない場合。

③行射終了後、的中確認をする前に矢または的に接触した場合、その的全ての矢を外れとする。その際、接觸行為の有無に関する判断は審判が行う。

なお、的中判定が困難な場合は、本連盟の判断により的に触れるることを認める。

④的直し等においても的中確認を要する。但し以下の場合は的中確認の必要はないものとする。

一、行射前に的直し等を行う場合。

二、失矢、空筈等で道場内に矢が残った場合。そ

の際、その矢のみ外れとする。該当する矢は

安全確認をした上で、選手自身の判断で処理

してよい。

⑤的中確認後は必ず当該的の全ての矢を取ることと

する。

《細則への委任》

第三十八条 その他審判の方法に関する事項は細則によつて定め
る。

第九章 競技規定

第一節 総則

第一款 競技

《競技期日・方法の決定》

第三十九条 競技期日及び方法は、本連盟より加盟大学に通達す

る。なお、競技方法を変更する際は総会において決
定する。

《競技期日の延期》

第四十条 原則として競技の延期・繰り上げ・中止はこれを認め
ない。但し試合運営に支障が生じる場合は委員長

の判断によりこれを認める。

《出場資格》

第四十一条 ①選手の出場資格は、当該大学に在学し、本連盟に
部員登録した者のみこれを有する。

②出場資格は、当該大学通常在籍期間中とし、留年
により通常在籍期間を超える者の出場資格はこれ
を認めない。但し休学はその限りでない。（普通
大四年、短大二年、医系大六年、五年制の夜間大
学五年）

③本連盟への部員登録は全日本学生弓道連盟への部
員登録を以て行い、全日本学生弓道連盟の定める
期日に行う。但し、追加部員登録は隨時認める。

《弓具の規制》

第四十二条 本連盟の主催する全ての競技は、日本弓を以て行
う。

《的の規制》

第四十三条

①的是は枠の深さ九センチとし、三六センチの星的に
して星は一二センチとする。

②的位置は各大学及び試合会場の定める高さにし
て距離は射位より的の中心まで二八メートルと
し、候串を使用して固定する。

③本連盟の主催する全ての競技は、原則として紙的
を以て行う。

《細則への委任》

第四十四条　その他競技の方法に関する事項は、細則によつて定める。

第一款 行 射

《引き直しの規則》

第四十五条　①打起しを開始した以降の引き直しはこれを認めない。但し、試合運営に支障が生じる場合を除く。

なお、試合運営に支障が生じる場合とは突発的な災害や事故及び危険な場合であり、引き直しに該当するかどうかの判断は審判が行う。

②打起しの基準は、本弾が膝頭から離れた瞬間とする。

③当該校が引き直しを主張できるのは当該選手が次の矢の打起しを行うまでとする。但し、最終矢に關しては、的中確認まで主張できるものとする。

《監督・介添の指導》

第四十六条　①選手が射位にいるとき監督・介添・観客・選手間で次の行為をしてはならない。

- 一、選手の体に触れて指導すること。
- 二、選手の狙いを見て伝えること。
- 三、射位より前に出ること。
- 四、選手が審判の死角となる位置に出ること。

②前項第一号、前項第二号の行為を行つた場合、当該行為以降の該当選手の全ての矢を外れとする。
③審判が必要と認めた場合、第一項第三号に該当する行為を許可する。

④本座線を越えて選手を指導できる介添は、各立につき一名のみとする。二人以上が本座線を越えて指導した場合、二人目以降が指導した以降の該当選手の全ての矢を外れとする。

《矢返しの禁止》

第四十七条　原則として立中の矢返しは認めない。

《細則への委任》

第四十八条　その他行射に関する事項は、細則によつて定める。

第二節 リーグ戦規定

《開催期日及び開催期間》

第四十九条　リーグ戦は年一回秋に行う。また、リーグ戦期間は第一週の試合日の前日から、最終試合日までとする。

なお、開催期間の開始日ならびに最終日はリーグ戦ならばに女子部リーグ戦で同一とし、開始日に關しては日程的に早い方、最終日に関しては日程的に遅い方とする。

《勝敗の決定》

第五十条 勝敗は的中数の多少によって決定する。

《団体競技における勝敗の決定》

第五十一条 ①的中同数の場合、各選手が一手競射を行い勝敗を決める。

②前項によつてもなお勝敗が決まらない場合は、以後各選手が一本競射を勝敗が決まるまで続行する。

③競射の先攻・後攻は、第六十三条第二項に従う。

《参加資格》

第五十二条 参加資格は本連盟に加盟する大学のみ有する。

《出場資格》

第五十三条 参加資格については第四十一条に準じる。

①出場資格のない選手が出場した場合、当該選手の矢は全て外れとする。

②出場資格に参加する部員は定時総会の前日迄に部員登録を完了していなければならない。

《リーグ戦と女子部リーグ戦との区分》

第五十四条 以下の場合、女子部員はリーグ戦出場を一試合三名まで認める。但し、リーグ戦に登録した女子部員は

女子部リーグ戦への登録を認めない。またリーグ戦に出場した女子部員は伊勢大会への出場資格はないものとする。この制度の適用申請はその年の定時総

会までとする。

①当連盟女子部に加盟していない大学

②男子部員が八人未満の大学

③女子部員が四人未満の大学

《リーグ編成》

第五十五条

①加盟校はI部・II部・III部・IV部・V部に分類し、III部はA・Bに分割、IV部・V部はA・B・Cに分割する。なお原則として各ブロックにつき五大学とする。

②加盟校はリーグ戦不出場を本連盟に連絡することができる。不出場を連絡した大学は入替戦に進む。不出場を連絡した大学は入替戦棄権となる。ただし、リーグ内の最下部校が不出場を本連盟に連絡した場合は、入替戦に進まず最下部最下位とする。

③新規加盟した大学及びリーグ戦に二年連続不出場した大学は最下部最下位とする。

④加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと二校以上の差が生じた場合、当該校の代表者を招集し、再度ブロック抽選を行う。

⑤前項に当てはならない且つ、同一リーグ内で三試合に満たないブロックが複数存在する場合、当該

校の代表者を招集し、リーグ内で試合数が最大化できるように再度ブロック抽選を行う。

《ブロック分け抽選会》

第五十六条 ①加盟校の所属するブロックは、学生弓道合同研修会における抽選会によつて毎年決定する。

②抽選方法は以下とする。まず、A B (C)と書かれたくじを一本ずつ用意する。次に、本連盟第六十九条に基づいて決定したブロック内順位が同順位の大学同士で、前述のくじをひく。引いたくじに記載されているアルファベットがその大学の所属するブロックとなる。

③入替戦の結果、昇格・降格した大学がいる場合、その大学の抽選時順位は、本連盟規約第六十九条および第七十一条を参照し決定する。

④第五十五条に基づいて再抽選を行う場合の抽選順位の決定方法は次のとおりとする。

ブロック内の順位を昇順に並べて統合後のブロック数に合うよう抽選順位を決定する。その際、同率順位になる大学が統合後のブロック数を上回る場合は的中率の高い方を上位とする。但し、的中率も同率の場合は昨年度の順位が高い方を上位とする。なお、抽選方法は本条第二項を参照して行う。

《競技方式》

第五十七条 競技はリーグ方式による総当たり制とする。

《試合方式》

第五十八条 ①出場選手の定員は四人二立の計八名とする。但し、出場選手が定員に満たない場合は六名または七名で試合を行うことが出来る。

②矢数は一選手一立四射で二〇射し、一大学一六〇射とする。

③一立四人順立とする。

④一立ごとに先攻は入れ替わるものとする。

《試合会場》

第五十九条 ①試合は原則として第三者の大学の道場を使用する。

②道場の貸し出しが不足している場合や、他大学の道場に立ち入れない等、第三者の大学の道場を使用することが不可能な場合は自大学の道場で試合を行う。

③自大学に道場がない場合、または使用できない場合は学外の道場を使用する。

《対戦校の集合時間について》

第六十条 原則下位校は附け矢開始三十五分前、上位校は附け矢開始三十分前を目安に会場に到着すること。但し両校の間に合意がある場合はその限りとしない。

《立 合》

第六十一条

- ①立合は本連盟が第三者を以てこれを定める。
- ②立合は主審・副審を以て構成し、同時に審判にあたる。
- ③立合は附け矢三十五分前までに試合会場に到着しなければならない。
- ④選手交代後の再出場は認めない。
- ⑤競射における選手交代は、各立にこれを認める。

《立合に対する懲戒》

第六十二条

- 立合に不都合な行為があつた場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第二十八条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る。

《先攻・後攻の決定》

第六十三条

- ①試合の先攻・後攻は、矢振りによつて決定する。
- ②競射の先攻・後攻は、試合の先攻・後攻に準ずるものとする。

《選手の通知》

第六十四条

- ①各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手八名と控え四名の氏名を立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく本座線を越えて入場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。
- ②選手交代の通知については第六十六条に従う。

《選手交代》

第六十五条

- ①試合中の選手交代は、五射目以降認める。

《選手交代の通知》

第六十六条

- ②立の途中での選手交代は認めない。
- ③選手交代では立順の変更は認めない。また自立から他の立への移動も認めない。
- ④選手交代後の再出場は認めない。
- ⑤競射における選手交代は、各立にこれを認める。

《棄 権》

第六十七条

- ①出場校が棄権した場合、相手校の勝利とする。
- ②次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の上、当該大学を棄権とみなすことが出来る。なお、棄権の最終決定は本連盟が行う。
 - 一、試合当日無断欠席した場合。
 - 二、試合開始時刻に無断または正当な理由なくして遅刻した場合。
 - 三、出場選手が選手定員に満たない場合。
- ③正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第二十八条に基づき懲戒を行うことが出来る。
- ④本規約では大会参加フォームに「不出場」と回答した大学を「不出場」、大会参加登録フォームに

「出場」と回答したが、試合に出場しない大学を「棄権」と定義する。

《追い越し発射》

第六十八条 前の選手を追い越して離した場合、追い越した選手の矢を外れとする。なお基準は離れとする。

《順位決定》

第六十九条 各リーグ、ブロック内の順位は勝数によって決定する。但し優勝・最下位以外の順位で勝数が同じである場合、的中率の多少によって順位を決定する。的中率も同じである場合は前年度の順位によって決定する。

《順位決定戦》

第七十条 ①優勝・最下位において勝数が同じである場合、順位決定戦を行う。但し最下部の最下位については順位決定戦を行わない。
②三校以上による順位決定戦が行われた場合の順位は、すべてその結果によつて決定する。

《入替戦》

第七十一条 ①各部間で入替戦を行う。

②入替戦に勝利した下位校は上位リーグへ昇格とする。
③入替戦に敗北した上位校は下位リーグへ降格とする。

《順位決定戦・入替戦の方式》

第七十二条

順位決定戦・入替戦はリーグ戦と同様の方式に従う。但し三校による試合の場合は、八人三立とし、矢振りによつて先攻・中攻・後攻を決定する。また、五校による試合の場合は、八人五立とし、矢振

④②により昇格した大学の昇格後のリーグ内での順位は、前年度から同リーグに所属していた大学よりも上位にならぬよう調整する。

⑤前項によつて順位を調整した結果、前年度より同リーグに所属していた大学間で順位の変動が起こりうる場合は的中率により順位を決定する。

⑥②により昇格した大学が複数ある場合、当該大学間の順位については、的中率の多少により決定する。

⑦③により降格した大学の降格後のリーグ内での順位は、前年度から同リーグに所属していた大学よりも下位にならぬよう調整する。

⑧前項によつて順位を調整した結果、前年度より同リーグに所属していた大学間で順位の変動が起こりうる場合は的中率により順位を決定する。

⑨③により降格した大学が複数ある場合、当該大学間の順位については、的中率の多少により決定する。

りによつて先攻・先中攻・中攻・後中攻・後攻を決定する。

《出場校的中率》

第七十三条 出場校的中率は、該当の大学が出場した試合の総射数で総的中数を除し、算出する。その時、棄権による不戦試合・順位決定戦・入替戦・同中競射の行射は加算しない。また、一試合における射数は、試合の参加人数にかかわらず一六〇射とする。

《個人的中率》

第七十四条 個人的中率は、該当の選手が出場した試合の総射数で総的中数を除し、算出する。その時、棄権による不戦試合・順位決定戦・入替戦・同中競射の行射は加算しない。

②第七十四条内の非加算行射を除く全ての行射を行つてゐる人物

③暫定の個人表彰該当者と比較し、表彰される可能性のある大学の選手

《東西対抗戦出場資格》

第七十六条 ①東西対抗戦出場資格は、個人的中率の表彰資格に準ずる。

②的中率同率の選手が東西対抗戦出場資格を争う場合は、二〇射を以て決定する。

③出場可能な人数は、全日本学生弓道連盟の定めるところとする。

《リーグ戦期間中の練習試合について》

第七十七条 リーグ戦期間においては加盟校の道場での練習試合を禁止する。なお事前に当連盟に申告し、当連盟が認めた場合のみ練習試合を認める。

《入替戦組み合わせ》

第七十八条 ①リーグ戦I部—I部入替戦組合せは、原則として次の通りとする。

一、 I部五位—I部一位

②II部—III部入替戦組み合わせは、原則として次の通りとする。

一、 II部五位—III部A一位—III部B一位の三校三つ

巴戦

第七十五条 以下の条件に該当する大学のみ記録会に参加できる。

①相手校の棄権、リーグ・ブロック内の不出場校の発生および大学数の不足により、試合数が一試合以上三試合未満であり、個人的中率の表彰資格を得られない

③リーグ戦Ⅲ部→IV部入替戦組み合わせは、原則として次の通りとする。

- 一、Ⅲ部AB五位二校のうち的中率下位→IV部AB
C一位三校のうち的中率一位
 - 二、Ⅲ部AB五位二校のうち的中率上位→IV部AB
C一位三校のうち的中率二位
 - 三、Ⅲ部AB四位二校のうち的中率下位→IV部AB
C一位三校のうち的中率三位
- ④リーグ戦IV部→V部入替戦組み合わせは、原則として次の通りとする。

- 一、IV部ABC五位三校のうち的中率一位→V部A
BC一位三校のうち的中率三位
 - 二、IV部ABC五位三校のうち的中率二位→V部
ABC一位三校のうち的中率二位
 - 三、IV部ABC五位三校のうち的中率三位→V部
ABC一位三校のうち的中率一位
- ⑤本連盟が入替戦の具体的な組み合わせを加盟校に公表する以前に、リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した場合、組み合わせは本連盟が裁定する。また、その時の入替戦の組み合わせは、入替戦出場校の中で順位のより高い大学が、順位が同じときはその中でより的中率の高い大学が、優先的に上部への残留・昇格の機会を得られるものとなるよう裁定する。

⑥各入替戦における上部でリーグ戦の不出場校又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した大学数が第一項から第四項までの規定による入替戦試合数を上回るとき、本連盟は入替戦を、リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した上部の大学数に試合数が一致するまで設定することができる。但し、この場合における入替戦の組み合わせの裁定は、前項但し書きの規定を準用する。

⑦前項の規定により設定され得る入替戦数が入替戦に出場できる下部の大学数を上回るとき、本連盟は入替戦に出場できる下部の大学数に一致するように入替戦数を設定する。また、上部から入替戦に出場する大学は、昨年度順位が低い大学を優先してこれを決定する。昨年度順位で入替戦出場校が決定しないとき、昨年度的中率が低い大学を優先してこれを決定する。但し、これをもって入替戦出場校を決定することができないとき、抽選によりこれを決定する。

第七十九条 その他リーグ戦に関する事項は実施要項・大会要項によつて定める。

《実施要項への委任》

第三節 女子部リーグ戦規定

準じる。

『リーグ編成』

- ① 加盟校は I 部・II 部・III 部・IV 部・V 部に分類し、II 部・V 部は A・B に分割、III 部・IV 部は A・B・C に分割する。なお原則として各ブロックにつき五大学とする。
- ② 加盟校は女子部リーグ戦不出場を本連盟に連絡することができる。不出場を連絡した大学は入替戦に進む。不出場を連絡した大学は入替戦棄権となる。ただし、リーグ内の最下部校が不出場を本連盟に連絡した場合は、入替戦に進まず最下部最下位とする。
- ③ 新規加盟した大学及び女子部リーグ戦に二年連続不出場した大学は最下部最下位とする。
- ④ 加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと二校以上の差が生じた場合、当該校の代表者を招集し、再度ブロック抽選を行う。
- ⑤ 前項に当てはまらない且つ、同一リーグ内で三試合に満たないブロックが複数存在する場合、当該校の代表者を招集し、リーグ内で試合数が最大化できるよう再度ブロック抽選を行う。

『開催期日及び開催期間』

第八十条 女子部リーグ戦は年一回秋に行う。また、女子部リーグ戦期間は第一週の試合日の前日から、最終試合日までとする。なお、開催期間の開始日ならびに最終日はリーグ戦並びに女子部リーグ戦で同一とし、開始日に関しては日程的に早い方、最終日にに関しては日程的に遅い方とする。

『勝敗の決定』

第八十一条 勝敗は的中数の多少によって決定する。

『団体競技における勝敗の決定』

第八十二条 ①的中同数の場合、各選手が一手競射を行い勝敗を決める。

②前項によつてもなお勝敗が決まらない場合は、以後各選手が一本競射を勝敗が決まるまで続行する。

③競射の先攻・後攻は、第九十三条第二項に従う。

『参加資格』

第八十三条 参加資格は本連盟女子部に加盟する大学のみ有する。

『出場資格』

第八十四条 女子部リーグ戦選手登録については、第五十三条に

《ブロック分け抽選会》

第八十六条 加盟校の所属するブロックの決定方法は、第五十六条に準じる。

《立 合》

矢開始三十分前を目安に会場に到着すること。但し両校の間に合意がある場合はその限りとしない。

《競技方式》 競技はリーグ方式による総当たり制とする。

《試合方式》

第八十七条

試合選手の定員は四名とする。但し、出場選手が定員に満たない場合は三名で試合を行うことが出来る。

- ①出場選手の定員は四名とする。但し、出場選手が定員に満たない場合は三名で試合を行うことが出来る。
- ②矢数は一選手一立四射で二〇射し、一大学八〇射とする。
- ③一立四人順立とする。

《試合会場》

第八十九条

- ①試合は原則として第三者の大学の道場を使用する。
- ②道場の貸し出しが不足している場合や、他大学の道場に立ち入れない等、第三者の大学の道場を使用することが不可能な場合は自大学の道場で試合を行う。
- ③自大学に道場がない場合、または使用できない場合は学外の道場を使用する。

《対戦校の集合時間について》

第九十条 原則下位校は附け矢開始三十五分前、上位校は附け

《立 合》

①立合は本連盟が第三者を以てこれを定める。
②立合は主審・副審を以て構成し、同時に審判にあたる。

③立合は附け矢三十五分前までに試合会場に到着しなければならない。

《立合に対する懲戒》

第九十二条

立合に不都合な行為があつた場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第二十八条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る。

《先攻・後攻の決定》

第九十三条

- ①試合の先攻・後攻は、矢振りによつて決定する。
- ②競射の先攻・後攻は、試合の先攻・後攻に準ずるものとする。

《選手の通知》

第九十四条

- ①各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手四名と控え四名の氏名を立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく本座線を越えて入場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。
- ②選手交代の通知については第九十六条に従う。

《選手交代》

第九十五条

- ①試合中の選手交代は、五射目以降認める。
- ②立の途中での選手交代は認めない。
- ③選手交代では立順の変更は認めない。また自立から他の立への移動も認めない。
- ④選手交代後の再出場は認めない。
- ⑤競射における選手交代は、各立にこれを認める。

《選手交代の通知》

第九十六条

選手交代する時には、当該する立が本座線を越えて入場する前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく交代選手が本座線を越えて入場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。

《棄権》

第九十七条

- ①出場校が棄権した場合、相手校の勝利とする。
- ②次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の上、当該大学を棄権とみなすことが出来る。なお棄権の最終決定は本連盟が行う。
 - 一、試合当日無断欠席した場合。
 - 二、試合開始時刻に無断または正当な理由なくして遅刻した場合。
 - 三、出場選手が選手定員に満たない場合。
 - ③正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第二十八条に基づき懲戒を行うことが出来る。

《追い越し発射》

第九十八条

前の選手を追い越して離した場合、追い越した選手の矢を外れとする。なお基準は離れとする。

《順位決定・順位決定戦・入替戦》

第九十九条

順位決定・順位決定戦・入替戦については第六十九条・第七十・第七十一條に準じる。

《順位決定戦・入替戦の方式》

第一〇〇条

順位決定戦・入替戦はリーグ戦と同様の方式に従う。但し三校による試合の場合は、矢振りによつて先攻・中攻・後攻を決定する。また、五校による試合の場合は、四人五立とし、矢振りによつて先攻・先中攻・中攻・後中攻・後攻を決定する。

《出場校的中率》

第一〇一条

出場校的中率は、該当の大学が出場した試合の総射数で総的中数を除し、算出する。その時、棄権による不戦試合・順位決定戦・入替戦・同中競射の行射は加算しない。また、一試合における射数は、試合の参加人数にかかわらず八〇射とする。

《個人的中率》

第一〇二条

個人的中率は、該当の選手が出場した試合の総射数で総的中数を除し、算出する。その時、棄権による不戦試合・順位決定戦・入替戦・同中競射の行射は加算しない。

また、個人的中率の表彰資格を得るためには前述の非加算行射を除く試合において六十射以上の射数を必要とする。

《女子部リーグ戦個人的中記録会出場資格》

第一〇三条 以下の条件に該当する大学の選手のみ記録会に参加できる。

①相手校の棄権、リーグ・ブロック内の不出場校の発生および大学数の不足により、試合数が一試合以上三試合未満であり、個人的中率の表彰資格を得られない

②第一〇二条内の非加算行射を除く全ての行射を行っている人物

③暫定の個人表彰該当者と比較し、表彰される可能性のある大学の選手

《女子東西対抗戦出場資格》

第一〇四条 ①女子東西対抗戦出場資格は、個人的中率の表彰資格に準じる。

②的中率同率の選手が女子東西対抗戦出場資格を争う場合は、二〇射を以て決定する。

③出場可能な人数は、全日本学生弓道連盟の定めるところとする。

《リーグ戦期間中の練習試合について》

第一〇五条 リーグ戦期間においては加盟校の道場での練習試合

を禁止する。なお事前に当連盟に申告し、当連盟が認めた場合のみ練習試合を認める。

《入替戦組み合わせ》

第一〇六条 ①女子部リーグ戦I部—I部入替戦組み合わせは、リーグ戦II部—I部入替戦組み合わせに準じる。

②女子部リーグ戦II部—I部入替戦組み合わせは、リーグ戦III部—I部入替戦組み合わせに準じる。

③女子部リーグ戦III部—I部入替戦組み合わせは、リーグ戦IV部—I部入替戦組み合わせに準じる。

④女子部リーグ戦IV部—I部入替戦組み合わせは、次の通りとする。

一、IV部ABC五位のうち的中率三位—I部AB
一位二校のうち的中率上位

二、IV部ABC五位のうち的中率二位—I部AB
一位二校のうち的中率下位

三、IV部ABC五位のうち的中率一位—I部AB
二位二校のうち的中率上位

⑤本連盟が入替戦の具体的な組み合わせを加盟校に公表する以前に、女子部リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した場合、組み合わせは本連盟が裁定する。また、その時の入替戦の組み合わせは、入替戦出場校の中で順位のより高い大学が、順位が同じときはその中でより的中率の

高い大学が、優先的に上部への残留・昇格の機会を得られるものとなるよう裁定する。

会要項によつて定める。

⑥各入替戦における上部で女子部リーグ戦の不出場

校又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した大学数が第一項から第四項までの規定による入替戦試合数

を上回るとき、本連盟は入替戦を、女子部リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した上部の大学数に試合数が一致するまで設定することができる。但し、この場合における入替戦の組み合わせの裁定は、前項但し書きの規定を準用する。

⑦前項の規定により設定され得る入替戦数が入替戦に出場できる下部の大学数を上回るとき、本連盟は入替戦に出場できる下部の大学数に一致するように入替戦数を設定する。また、上部から入替戦に出場する大学は、昨年度順位が低い大学を優先してこれを決定する。昨年度順位で入替戦出場校が決定しないとき、昨年度的中率が低い大学を優先してこれを決定する。但し、これをもつて入替戦出場校を決定することができないとき、抽選によりこれを決定する。

《実施要項への委任》

第一〇七条 その他女子部リーグ戦に関する事項は実施要項・大

第四節 新人戦規定

《開催期日及び開催期間》

第一〇八条 新人戦は年一回春に行う。また、新人戦期間は第一週の試合日の前日から、最終試合日までとする。

《勝敗の決定》

第一〇九条 勝敗は的中数の多少によつて決定する。

《団体競技における勝敗の決定》

第一一〇条 ①的中同数の場合、各選手が一手競射を行い、勝敗を決める。

②前項によつてもなお勝敗が決まらない場合は、以後各選手が一本競射を勝敗が決まるまで続行する。

③競射の先攻・後攻は、第一二一条第二項に従う。

《参加資格》

第一一一条 ①参加資格は本連盟に加盟する大学のみ有する。

②一大学二チームまで参加を認める。

《出場資格》

第一一二条 ①リーグ戦・女子リーグ戦に出場した選手は、新人戦に出場することが出来ない。なお順位決定戦・

入替戦に出場した選手も同様とする。

- ②一大学二チーム参加する場合、選手はどちらか一方のチームのみ出場することが出来る。

《選手登録》

第一一三条 参加大学は本連盟が指定した日時までに出場選手を選手登録しなければならない。

- ②選手登録がされていない選手が出場した場合、当該選手の矢は全て外れとする。
- ③一大学二チーム参加する場合、選手はどちらか一方のみに登録しなければならない。

《女子の選手について》

第一一四条 ①新人戦には女子の出場も可能とし、女子出場人数の上限は設けないものとする。

- ②新人戦に選手登録された女子の選手は女子部新人戦に選手登録することが出来ない。

《競技方式》

第一一五条 競技はトーナメント方式とする。

《試合方式》

第一一六条 ①出場選手の定員は六名とする。但し、出場選手が定員に満たない場合は五名または四名で試合を行うことが出来る。

- ②矢数は一選手一立四射で二〇射し、一チーム一二〇射とする。

- ③一立六人山立とする。

《試合会場》

第一一七条 ①試合は原則として第三者の大学の道場を使用する。

②道場の貸し出しが不足している場合や、他大学の道場に立ち入れない等、第三者の大学の道場を使用することが不可能な場合は自大学の道場で試合を行う。

- ③自大学に道場がない場合、または使用できない場合は学外の道場を使用する。

《対戦校の集合時間について》

第一一八条 原則下位校は附け矢開始三十五分前、上位校は附け矢開始三十分前を目安に会場に到着すること。但し両校の間に合意がある場合はその限りとしない。

《立 合》

第一一九条 ①立合は本連盟が第三者を以てこれを定める。

- ②立合は主審・副審を以て構成し、審判にあたる。
- ③立合は附け矢三十五分前までに試合会場に到着しなければならない。

《立合に対する懲戒》

第一二〇条 立合に不都合な行為があつた場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第二十八条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る。

《先攻・後攻の決定》

第一二二一条 ①試合の先攻・後攻は、矢振りによつて決定する。

②競射の先攻・後攻は、試合の先攻・後攻に準ずるものとする。

《棄権》

外れとする。

第一二六条

①出場校が棄権した場合、相手校の勝利とする。

②次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の上、当該大学を棄権とみなすことが出来る。なお、棄権の最終決定は本連盟が行う。

一、試合当日無断欠席した場合。

二、試合開始時刻に無断または正当な理由なくして遅刻した場合。

三、出場選手が選手定員に満たない場合。

③正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第二十八条に基づき懲戒を行うことが出来る。

《選手交代》

第一二四条 ①試合中の選手交代は、五射目以降認める。

②立の途中での選手交代は認めない。

③選手交代では立順の変更は認めない。また自立から他の立への移動も認めない。

④選手交代後の再出場は認めない。

⑤競射における選手交代は、各立にこれを認める。

《追い越し発射》

第一二七条 前の選手を追い越して離した場合、追い越した選手

の矢を外れとする。なお基準は離れとする。

《新人戦期間中の練習試合について》

第一二八条 ①新人戦に出場する大学は新人戦期間中の練習試合

を原則禁止とする。

②当連盟が定める期日までに当連盟に連絡し許可された場合のみ、練習試合を認める。

《選手交代の通知》

第一二五条 選手交代する時には、当該する立が本座に進む前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。

通知なく交代選手が出場した場合、当該選手の矢を

《実施要項への委任》

第一二九条 その他新人戦に関する事項は実施要項・大会要項によつて定める。

第五節 女子部新人戦規定

《開催期日及び開催期間》

第一三〇条 女子部新人戦は年一回春に行う。また、女子部新人戦期間は第一週の試合日の前日から、最終試合日までとする。

《選手登録》

第一三五条 女子部新人戦選手登録については、第一一三条に準じる。

《勝敗の決定》

第一三一条 勝敗は的中数の多少によつて決定する。

《団体競技における勝敗の決定》

第一三三一条 ①的中同数の場合、各選手が一手競射を行い勝敗を決める。

②前項によつてもなお勝敗が決まらない場合は、以後各選手が一本競射を勝敗が決まるまで続行する。

③競射の先攻・後攻は、第一四二条第二項に従う。

《参加資格》

第一三三条 ①参加資格は本連盟女子部に加盟する大学が有するが、女子部に加盟していない大学の参加も認め

る。

②一大学二チームまで参加を認める。

《出場資格》

第一三四条 ①女子部リーグ戦に出場した選手は、新人戦、女子

部新人戦に出場することが出来ない。なお、順位

《競技方式》

第一三六条

競技はトーナメント方式とする。

《試合方式》

第一三七条

①出場選手の定員は四名とする。但し、出場選手が定員に満たない場合は三名で試合を行うことが出来る。

②矢数は一選手一立四射で二〇射し、一チーム八〇射とする。

《試合会場》

第一三八条

①試合は原則として第三者の大学の道場を使用する。

②道場の貸し出しが不足している場合や、他大学の道場に立ち入れない等、第三者の大学の道場を使用することが不可能な場合は自大学の道場で試合を行う。

③自大学に道場がない場合、または使用できない場

決定戦・入替戦に出場した選手も同様とする。

②一大学二チーム参加する場合、選手はどちらか一方のチームのみ出場することが出来る。

合は学外の道場を使用する。

《対戦校の集合時間について》

第一三九条 原則下位校は附け矢開始三十五分前、上位校は附け矢開始三十分前を目安に会場に到着すること。ただし両校の間に合意がある場合はその限りとしない。

《立 合》

第一四〇条

- ①立合は本連盟が第三者を以てこれを定める。
- ②立合は主審・副審を以て構成し、同時に審判にあたる。
- ③立合は附け矢三十五分前までに試合会場に到着しなければならない。

《立合に対する懲戒》

第一四一条 立合に不都合な行為があつた場合、本連盟は試合当

事校・立合の双方から事実確認の上、第二十八条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る。

《先攻・後攻の決定》

第一四二条 ①試合の先攻・後攻は、矢振りによつて決定する。

②競射の先攻・後攻は、試合の先攻・後攻に準ずるものとする。

《控えについて》

第一四三条 控えの人数は無制限とする。

《選手の通知》

第一四四条 ①各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手

四名の氏名を立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく出場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。

②選手交代の通知については第一四六条に従い、五射目より選手交代を認める。

《選手交代》

第一四五条

- ①試合中の選手交代は、五射目以降認める。
- ②立の途中での選手交代は認めない。
- ③選手交代では立順の変更は認めない。また自立から他の立への移動も認めない。
- ④選手交代後の再出場は認めない。
- ⑤競射における選手交代は、各立にこれを認める。

《選手交代の通知》

第一四六条

選手交代する時には、当該する立が本座に進む前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく交代選手が出場した場合、当該選手の矢を外れとする。

《棄 権》

第一四七条

- ①出場校が棄権した場合、相手校の勝利とする。
- ②次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の上、当該大学を棄権とみなすことが出来る。なお、棄権の最終決定は本連盟が行う。

一、試合当日無断欠席した場合。

二、試合開始時刻に無断または正当な理由なくして遅刻した場合。

三、出場選手が選手定員に満たない場合。

③正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第二十八条に基づき懲戒を行うことが出来る。

《追い越し発射》

第一四八条 前の選手を追い越して離した場合、追い越した選手

の矢を外れとする。なお基準は離れとする。

《女子部新人戦期間中の練習試合について》

第一四九条 ①女子部新人戦に出場する大学は女子部新人戦期間

中の練習試合を原則禁止とする。
②当連盟が定める期日までに当連盟に連絡し許可された場合のみ、練習試合を認める。

《実施要項への委任》

第一五〇条 その他女子部新人戦に関する事項は実施要項・大会要項によつて定める。

《勝敗の決定》

第一五一条

順位は的中数の多少によつて決定する。優勝者が同じ場合には前述の連中数により早く達成した者を優勝者とする。この基準達成が同時の場合のみ射詰競射にて優勝者を決定する。

《参加資格》

第一五三条

参加資格は本連盟に加盟する大学に限るものとする。

《出場資格》

第一五四条

①百射会の出場資格は、原則として各大学一名が有する。
②但し立に余りが生じた場合、前年度の百射会上位の大学から順に最大で一名までの追加を認める。その際、同順位の場合は連中数の多い者を上位とみなす。

《選手登録》

第一五十五条

①参加大学は本連盟が指定した日時までに出場選手を選手登録しなければならない。
②選手登録の締切り以降、選手変更は原則認めない

《試合方式》

第一五六条

①一選手一立四射で百射とし、立射、射込み形式とする。

第六節 百射会規定

《開催期日》

第一五一条 百射会は年一回春に行う。

第一五一条

②一、一立の制限時間は五分とする。

二、弦が切れた場合等、射場審判が必要とした場合のみ一分間の延長を認める。

《実施要項への委任》

第一五七条 その他百射会に関する事項は実施要項・大会要項によつて定める。

第七節 女子部記録会規定

《開催期日》

第一五八条 女子部記録会は年一回春に行う。

《勝敗の決定》

第一五九条 順位は的中数の多少によつて決定する。優勝者が同じ場合は連中数により決定し、連中数も等しい場合には前述の連中数をより早く達成した者を優勝者とする。この基準達成が同時の場合のみ射詰競射にて優勝者を決定する。

《参加資格》

第一六〇条 参加資格は本連盟女子部に加盟する大学に限るものとする。

《出場資格》

第一六一条 ①女子部記録会の出場資格は、原則として各大学一

名が有する。

②但し立に余りが生じた場合、前年度の女子部記録会上位の大学から順に最大で二名までの追加を認める。その際、同順位の場合は連中数の多い者を上位とみなす。

《選手登録》

第一六二条 第一六三条 参加大学は本連盟が指定した日時までに出場選手を選手登録しなければならない。

《試合方式》

第一六三条 ①一選手一立四射で六〇射とし、立射、射込み形式とする。

②一、一立の制限時間は五分とする。

二、弦が切れた場合等、射場審判が必要とした場合のみ一分間の延長を認める。

《実施要項への委任》

第一六四条 その他女子部記録会に関する事項は実施要項・大会要項によつて定める。

第八節 全関東学生弓道選手権大会規定

《選手登録》

第一七〇条

- ① 参加大学は本連盟が指定した日時までに出場選手を選手登録しなければならない。
- ② 選手登録がされていない選手が出場した場合、当該選手の矢は全て外れとする。

《開催期日》

第一六五条 全関東学生弓道選手権大会は年一回春に行う。

《勝敗の決定》

第一六六条 勝敗は的中数の多少によつて決定する。

《団体競技における勝敗の決定》

第一六七条 ①的中同数の場合、各選手が一手競射を行い、勝敗を決める。

- ②前項によつてもなお勝敗が決まらない場合は、以後各選手が一本競射を勝敗が決まるまで続行する。

《参加資格》

第一六八条 ①参加資格は本連盟及び関東学生弓道連盟に加盟する大学が有する。

- ②女子団体戦には、女子部に加盟していない大学の参加を認める。

《出場停止処分》

第一六九条 大会の運営に支障をきたす行為があつた場合、また学生にあるまじき不都合な行為があつた場合、団

- 体・個人に関わらず本連盟の裁量において当該大学に対し懲戒処分を行う。

《男子団体戦》

第一七一条

- ①本連盟委員長が事情ありと認めた場合、男子団体戦への女子出場を二名まで可能とする。なお、男子として参加した女子は女子団体戦に出場することが出来ない。但し個人戦については女子として扱うこととする。

《競技方式》

第一七二条

本大会では、男子団体戦・男子個人戦・女子団体戦・女子個人戦を行う。

《試合方式》

第一七三条

- ①男子団体戦は次の規定を以て行う。
 - 一、出場選手の定員は六名とする。但し、出場選手が定員に満たない場合は五名または四名で試合を行うことが出来る。
 - 二、矢数は一選手一立四射し、一大学二十四射とする。
 - 三、試合方法は次の方法に依る。
 - イ、予選上位二十四大学を通過とする。

口、決勝はトーナメント方式で行う。なお予選上位八大学をシードとする。

ハ、決勝トーナメントは坐射で行う。

四、イ、一立の制限時間は九分半とする。但し優勝決定戦、三位決定戦においては制限時間は設けないものとする。

ロ、弦が切れた場合等、射場審判が必要と認めた場合のみ制限時間の一分間の延長を認める。

②女子団体戦は次の規定を以て行う。

一、出場選手の定員は三名とする。但し、出場選手が定員に満たない場合は二名で試合を行うことが出来る。

二、矢数は一選手一立四射し、一大学十二射とする。

三、試合方法は次の方法に依る。

イ、予選上位二十四大学を通過とする。

ロ、決勝はトーナメント方式で行う。なお予選上位八大学をシードとする。

ハ、決勝トーナメントは坐射で行う。

四、イ、一立の制限時間は六分とする。但し、優勝決定戦、三位決定戦においては制限時間は設けないものとする。

ロ、弦が切れた場合等、射場審判が必要と認めた場合のみ制限時間の一分間の延長を認める。

③男子個人戦は次の規定を以て行う。

一、第一次予選 一手一中以上通過

二、第二次予選 四射皆中通過

三、射詰 但し、四本目より約二四・二センチ（八寸）的とし、星は八・一センチ（二寸八分）とする。

④女子個人戦は次の規定を以て行う。

一、第一次予選 四射二中以上通過

二、第二次予選 一手皆中通過

三、射詰 但し、四本目より約二四・二センチ（八寸）的とし、星は八・一センチ（二寸八分）とする。

〔選手交代〕

第一七四条

①予選同中競射の際の交代はこれを認める。また一本競射に移る際の交代もこれを認める。

②決勝トーナメントでは予選の立順とは関係なく立順を登録することが出来る。また決勝トーナメントでは一回戦から優勝決定戦まで各立での選手交代を認める。但し、トーナメント開始後に交代した選手の再出場及び立順移動はこれを認めない。

また決勝トーナメントの同中競射における選手交代はこれを認めない。

- ③選手交代は当該立が本座に進むまでに済ませること。競射の場合にもこれを適用する。

『棄権』

第一七五条

①団体戦において、第一控えに進む際に立が揃わない場合、その時点で着席している選手以外の出場を認めない。

②個人戦において、自身が属する立が本座に進んだ後に遅れて出場することはこれを認めない。

『追い越し発射』

第一七六条

前の選手を追い越して離した場合、追い越した選手の矢を外れとする。なお基準は離れとする。

『実施要項への委任』

第一七七条

その他本大会に関する事項は実施要項・大会要項によつて定める。

『緊急事態条項』

第一七八条

四九条から一七七条について、天災その他の事情につき一般社会生活が営めない程の緊急事態が発生し、通常の大会運営が不可能であると委員長が判断した場合、大会実施要項を優先する。

平成二十六年九月改正
平成二十六年十二月改正
平成二十七年九月改正
平成二十七年十二月改正
平成二十八年九月改正
平成二十八年九月改正
平成二十九年十二月改正
平成三十年九月改正
平成三十年十二月改正
令和元年十二月改正
令和二年九月改正
令和三年一月改正
令和四年九月改正
令和四年十二月改正
令和五年八月改正
令和五年十一月改正
令和六年一月改正
令和六年八月改正
令和六年八月改正
令和六年十一月改正